

# グローバルデータ保護方針

## 前文

CORNING<sup>1</sup> は、特殊ガラスとセラミックの分野で世界トップクラスの企業です。当社は、家電、自動車排ガス制御、テレコミュニケーション、ライフサイエンスの分野で先端技術システムを可能にする重要なコンポーネントを開発・製造しています。私たちは業務を遂行するとき、社員、求職者、臨時社員、顧客、サプライヤ、その他のビジネスパートナーに関連する個人データ<sup>2</sup>を収集して処理します。

現在の方針(以下「方針」)は、個人データの保護に関する CORNING のコミットメントを規定しています。最高レベルの個人データ保護を確保するために、CORNING は、個人データの処理およびそのようなデータの自由な移動に関する自然人の保護について、EU 規則 2016/679 によって提供される基準(以下「一般データ保護規制」または「GDPR」といいます)に準拠しています。

さらに CORNING は、個人データが CORNING Group 内での転送中に保護されるように一連の拘束的企業準則(以下、「BCR」といいます)を導入しました。BCR の導入によって、CORNING EU の事業体から世界各地にある CORNING の他の事業体へと転送される<sup>3</sup>個人データに十分なレベルの保護が提供されます。BCR の原則は、GDPR とも整合しています。BCR は、企業グループ内での個人データの国際転送を合法化する手段となるほか、CORNING は世界中でデータ保護コンプライアンスに対する効果的なアプローチを一貫して適用できます。CORNING は、個人データの処理するあらゆるケースで、BCR をグローバルに適用しています。BCR の詳細については、<http://www.corning.com/worldwide/en/privacy-policy/binding-corporate-rules.html> をご覧ください。

CORNING は、データ保護方針と手順、社員教育、データ保護の遵守状況を定期的に監視するプログラムを採用してよりグローバルなデータ保護標準へのコンプライアンスを促進するためのプライバシー・オフィス(「Corning プライバシー・オフィス」または「CPO」)も設立しました。

CORNING はデータ主体が現行の方針を入手できるように努めています。そのため、本方針の最新バージョンを CORNING のイントラネットと外部向け Web サイトに掲載しています。

## I. 方針の目的

本方針の目的

- i. 個人データの処理時に CORNING が適用する基準について説明する
- ii. CORNING が個人データ保護に関して、グループとして実施したガバナンス活動について説明する
- iii. 個人データが処理されるデータ主体の権利と、それらの権利を行使する方法について説明する

## II. 方針の範囲

<sup>1</sup>「CORNING」(または「当社」とは、アメリカ合衆国のニューヨーク州コーニングに本社を置くニューヨークの法人、Corning Incorporated と、Corning Incorporated が直接または間接的に所有または管理している世界各地の子会社すべてを指します。この文書で言う事業体の所有権または支配権は、その事業体の取締役、支配人、ゼネラルパートナー、同様の役員を選出や任命に際し、直接または間接的な株式の所有もしくは同様の権利、すなわち議決権(またはその他類似的権利)の 50% 超を必要としています。ここでは、このグループ企業を総称して「CORNING Group」と呼ぶこともあります。

<sup>2</sup>「個人データ」とは、特定された(または特定可能な)自然人(データ主体)に関連するあらゆる情報を指します。特定可能な人とは、身分証明書番号や、その人に固有の身体的、生理的、精神的、経済的、文化的、社会的な特徴を 1 つ以上参照することにより、直接または間接的に見分けることができる人です。国内のデータ保護法の範囲で、特定された(または特定可能な)法人に関連する情報の保護にも適用される場合は、そのような情報も「個人データ」に含めるものとします。

<sup>3</sup>「データ転送」とは、事業体間での個人データの転送を指します。移転は、データベースへのリモートアクセスや、様々なタイプのメディア間の転送(例えば、コンピュータのハードディスクからサーバーへ)など、あらゆる通信、コピー、転送、またはネットワークを介した個人データの公開によって実行できます。

本方針は、個人データの形式(例:電子記録、紙の書類、ビデオ収録など)にかかわらず、CORNING 事業体が(または CORNING の代理人が)行うすべての個人データの処理<sup>4</sup>に適用されます。

CORNING の事業体、および CORNING のすべての正社員と臨時社員は本方針に従う必要があります。各 CORNING 事業体は、GDPR に加えて、適用される現地のデータ保護要件に準拠しています。

さらに、すべてのサプライヤ<sup>5</sup>、および適用される範囲で CORNING から(または CORNING の代理人から)個人データを委託された第三者<sup>6</sup>は、本方針に含まれる基準と同等以上の個人データ保護基準を満たしていることを確約する必要があります。

### III. 一般的な規則

CORNING は社員、求職者、臨時社員、顧客、サプライヤ、ビジネスパートナー、その他当社が関わる人々から預かった個人データを、BCR で規定された原則および本方針に従って安全に保護することを公約しています。

CORNING のデータ保護対策やプログラムは、当社の価値観と適用法令に従っています。CORNING は、サプライヤやビジネスパートナーに対して、委託された個人データに対し CORNING の BCR および本方針と同等以上の厳しい基準のデータ保護対策を維持することを義務づけています。

### IV. データ保護の原則

#### 個人データ処理の法的根拠

CORNING は、以下の場合にのみ個人データを収集・処理します。

- データ主体が<sup>7</sup> 1 つ以上の特定の目的のために自分の個人データを処理することに同意している。
- データ主体が当事者である契約を履行するため、または契約を結ぶ前にデータ主体の要請に対応するために処理が必要である。
- CORNING の法的義務を遵守するために処理が必要である。
- データ主体またはその他の自然人の重大利益を保護するために処理が必要である。または
- 公共の利益になる業務を遂行するため、あるいは CORNING または個人データの開示先である第三者に与えられた職務権限を行使するために処理が必要である。
- 管理者の役割を果たす CORNING や<sup>8</sup>、個人データの開示先である第三者による正当な利益追及の目的で処理が必要である。但し、その利益が、保護を必要とするデータ主体(特にデータ主体が子供の場合)の基本的権利や自由に優先する場合を除く。

#### 個人データの特別カテゴリを処理する法的根拠<sup>9</sup>

CORNING は、以下の場合を除き、個人データの特別カテゴリを処理しません。

- データ主体が個人データの処理に明示的に同意している(適用法で禁止されている場合を除く)。
- 労働組合または国内法令で許可されているか、労働協約により十分な保護が提供されている限り、雇用法の分野で管理者の役割を果たす CORNING 事業体の義務を履行して、特定の権利を行使するために処理が必要である。
- データ主体(身体上または法律上データ主体が同意を与えることができない場合は別の人物)の重大利益を保護するために処理が必要である。

<sup>4</sup> 「処理」とは、収集、記録、分類、構造、保存、編集や変更、検索、参照、使用、送信、配布、あるいは販売による開示、調整や結合、制限、消去、破棄など、自動的手段かどうかにかかわらず、個人データに対する操作または一連の操作を指します。

<sup>5</sup> 「サプライヤ」とは、Corning がその処理担当者の大半を指して使用する言葉です。サプライヤは契約上は法人で、給与計算サービスなど、Corning の指示に従って個人データを処理する場合があります。

<sup>6</sup> 「第三者」とは、データ主体以外の自然人、法人、国家機関、公的機関、団体、管理者、処理担当者、および管理者または処理担当者の支配下でデータを処理する権限を与えられている人々を指します。

<sup>7</sup> 本方針で特に定義されていない限り、大文字の言葉の意味はすべて GDPR に帰属する。

<sup>8</sup> 「管理者」とは、個人データを処理する目的と手段を単独または合同で決定する自然人または法人、国家機関、公的機関、その他の団体を指します。

<sup>9</sup> 「個人データの特別カテゴリ」とは、人種または民族の起源、政治的意見、宗教的または哲学的信念、労働組合に加入しているかどうか、遺伝的データ、生体データ、健康に関するデータ、自然人の性生活または性的指向に関するデータ。

- 法的請求の確立、行使、弁護のために個人データの処理が必要である。
- データ主体によって明白に公開された個人データの特別カテゴリに関連する処理である。
- 重大な公共の利益のために処理が必要である。
- 従業員の生産能力の評価のために処理が必要である。
- 公的関心、科学的または歴史的研究の目的、または統計的目的 (GDPR 第 89 条に基づく) での保管のために処理が必要である。

CORNING は、違反、犯罪、セキュリティ対策に関連して個人データを処理することがあります。その場合、個人データの処理は当する場合は当局の管理下で、適用国内法令の下で提供される保護手段に従ってのみ実行されます。さらに、現地のデータ保護法で、国民 ID 番号の処理に特定の制限を課される場合があります。

### 目的の制限

CORNING は、特定の明示的かつ合法的な目的で個人データを処理し、それらの目的にそぐわない方法で処理することはありません。CORNING は、データ主体の事前の同意が得られていること、処理が法的に必要なこと、新しい処理目的が、個人データが最初に収集および処理されたときの目的と互換性があると認められることのいずれかを確認することなく、目的遂行のために個人データを処理しません。

### データ品質と最小化

CORNING は、正当な事業利益に必要な範囲で、個人の権利も考慮して、個人データを公平かつ合法的に収集・処理します。

CORNING では個人データの収集を、適切かつ事業目的に必要な情報に限定します。CORNING は、個人データを処理するときにデータが収集目的や処理目的に必要な十分であり、関連性があることを確認します。特定の目的のために収集される個人データの種類の、収集の理由と適用法令によって異なります。過剰な個人データ、収集目的と関連がない個人データ、またはデータ主体が提供した情報の範囲を超える個人データを受け取った場合、CORNING は必要に応じて、送信者の過剰な個人データや無関係な個人データが今後転送されるのを防ぐ措置を講じ、妥当な手段 (破棄など) を使用して、無関係または過剰な個人データがそれ以上処理されないようにします。

### 正確かつ最新の状態に保つ

CORNING は、処理する個人データが正確であるように適切な措置を講じ、必要に応じて訂正し、最新の状態に保ちます。CORNING は、収集目的や処理目的に照らして、不正確または不完全な個人データを必要に応じて消去または修正します。データ主体は、以下の関連セクションに記載した CORNING の担当窓口まで連絡できます。可能な場合、CORNING は個人が個人データにアクセスして訂正/更新できる自動的な手段も提供しています。

### 適切なデータ保持

CORNING は、個人データを個人の特定を可能にする形式で、法的および事業上の保持要件に従って保持し、個人データが収集および処理の目的に関連しなくなった場合には、個人データを保管しません。特に、CORNING では次の場合に、適正な措置を講じて個人データを破棄します。(i) 元の収集目的を満たさなくなった、(ii) 適用法が認める保管期限が経過した。

### 自動処理による個人に関する決定

CORNING は、すべてのデータ主体が、個人に関する法的影響をもたらす、または重大な影響を与え、個人データの自動処理のみに依存する決定に従うことを強制されない権利を認められるように、適切な手段を講じます。これには、適用データ保護規則で規定される条件に関する個人的側面の評価を目的としたプロファイリングが含まれます。(ただし、決定がデータ主体と CORNING が契約を締結したり、契約を履行するために必要である場合、または CORNING に適用されるデータ保護法により許可されている場合、またはデータ主体による明示的な同意に基づいている場合を除きます。

### 透明性および情報に関する権利

Corning は、透明性の原則に従って、データ主体に提供される情報が人間に理解可能であり、データ主体がアクセスできるようにすることを保証します。情報は、分かりやすく平易な言葉で、簡潔かつ簡単にアクセスできる形式で表示されます。

CORNING は、データ主体に少なくとも以下の情報を提供します(データ主体が既に情報を持っている場合を除く)。

- 管理者および管理者の代表者(存在する場合)の身元(識別情報)と連絡先詳細、および該当する場合は EEA 以外の管理者の本拠地
- データ保護責任者(GDPR または該当する場合はその他の該当する EU データ保護法に従って任命する)の連絡先詳細
- 個人データが意図されている処理の目的、および処理の法的根拠
- 処理が正当な利益に基づいて行われる場合、管理者または第三者が追求する正当な利益
- 個人データの受領者<sup>10</sup>または受領者のカテゴリ。該当する場合は、第三国への個人データの転送、および欧州委員会の妥当性判断の有無を含む関連する保護措置の詳細、およびそれらのコピーを入手する手段またはそれらが利用可能な場所
- その他の情報:
  - 個人データが保管される期間、またはそれが不可能な場合は、その期間を決定するために使用する基準。
  - 個人データの提供が法的に義務づけられているか、契約上の義務であるか、データ主体が個人データの提供を義務づけられているか、および個人データを提供しなかった場合に起こりうる結果について。
  - プロファイリングを含む個人に関する自動化された意思決定の存在(存在する場合)、これには、関連する論理に関する有意義な情報、および同処理がデータ主体に与える影響の重大性と起こりうる結果。
  - 管理者が個人データへのアクセスして、それを訂正または削除することを要求したり、データ主体に関する処理を制限することを要求したり、処理異議を申し立てたりする権利、および個人データのデータ可搬性に関する権利の存在。
  - 処理が同意に基づいている場合、撤回前の同意に基づいた処理の合法性に影響を与えることなく、いつでも同意を撤回する権利の有無。
  - データ保護規則違反があった場合に監督当局<sup>11</sup>に苦情を申し立てる権利。

さらに CORNING は、データ主体が個人データの処理に関連する何らかの損害を被った場合、データ主体に、救済措置を受ける権利があり、必要に応じて、管轄裁判所もしくは監督機関から命じられた賠償金、または CORNING 社内の苦情処理制度(使用されている場合)に従って決定された賠償金を受け取る権利があることも通知します(これらの権利の詳細については、[BCR](#) の第 5.4 条、6.3 条、および 6.4 条を参照)。

個人データがデータ主体から直接取得されていない場合、CORNING は、関連する個人データのカテゴリ、および個人データのソースに関する情報をデータ主体に提供し、該当する場合は一般公開されているソースからかどうかも開示します。この場合、以下の条件で上記の情報が提供されます。

- a. 個人データの取得後、妥当な期間内、ただし、個人データが処理されるの状況を考慮して、遅くとも 1 ヶ月以内
- b. 個人データがデータ主体との通信に使用される場合、遅くともそのデータ主体との最初に連絡を取る時、または
- c. または第三者への開示が検討されている場合には、遅くともその個人データが最初に開示されるまでに提供されます。

データ主体に通知する義務は、(i) データ主体が既にその情報を有している場合、(ii) 不公平な努力が必要となる場合、または (iii) 当該個人データの記録または開示が管理者への適用法令により明示的に義務づけられており、データ

<sup>10</sup>「受領者」とは、第三者かどうかわからず、データの開示先となる自然人または法人、国家機関、公的機関、その他の団体を指します。但し、特定の調査の枠組みでデータを受け取る可能性のある公的機関は、受領者とは見なされません。

<sup>11</sup>「監督当局」は、以下を担当する独立機関です。(i) 管轄区域内で個人データの処理を監視する、(ii) 個人データの処理に関連する法的措置や行政措置に関して指定機関に助言を与える、(iii) データ主体からデータ保護権利の保護に関する苦情を受け付ける。

主体の法的利益を保護する適切な措置が規定されている場合、または、(iv) EU または国内法令によって規制されている職業上の守秘義務(法定守秘義務を含む)に従って個人データの守秘義務が継続する場合。

### アクセス、訂正、削除、処理の制限に関する権利、処理およびデータ可搬性に異議を申し立てる権利

CORNING は、データ主体の権利に関する要求を受け付け、応答するための適切な手段を講じています。

すべてのデータ主体は、以下の権利を有します。

- 制約を受けることなく、妥当な頻度で、過度の遅延や費用なしに、また該当する場合は国内法に従って、以下を CORNING から入手する。
  - データ主体に関する個人データが処理されているかどうかを確認する。
  - その場合、少なくとも処理の目的、関連するデータのカテゴリ、個人データが開示された受領者または受領者のカテゴリに関する情報。取得可能であれば、個人データが保存される予定期間、また取得が不可能であれば、その期間を決定するために使用される基準、CORNING に個人データの訂正または削除を要求する権利、またはデータ主体に関する個人データの処理の制限を要求する権利の存在、またはその処理に異議を申し立てる権利、または監督当局に苦情を申し立てる権利の存在、ソースに関する取得可能な情報(個人データがデータ主体から収集されたのではない場合)、プロファイリングを含む、自動化された意思決定の存在、および少なくとも使用されるロジックに関する意味のある情報、およびその処理がデータ主体に与える重要性和起こりうる結果。
  - 個人データを第三国に転送される場合<sup>12</sup>、転送に使用される適切な予防措置に関する情報。処理をされている個人データおよびそのソースに関する取得可能な情報を理解可能な形式でデータ主体に通知すること。
- 不当な遅延なく、CORNING に不正確な個人データを訂正および削除させる、個人データを削除させる、または処理を制限させる。
- データ可搬性の権利を行使して、CORNING に提供した個人に関する個人データを構造化された一般的に使用され、機械で判読可能な形式で受け取る権利を CORNING から取得する。
- データ主体の置かれた状況に関連するやむを得ない正当な理由がある場合は、いつでも個人データの処理に異議を申し立てる(処理が CORNING の正当な利益に基づくものである場合)。
- ダイレクトマーケティング目的での個人データの処理(ダイレクトマーケティングに関連する範囲でのプロファイリングを含む)に対して、処理工程内の時期にかかわらず、また正当な理由を述べることなく異議を申し立てる。

CORNING は、CORNING が管理している個人データにアクセスして、訂正または削除する権利のほか、個人データの処理に異議を申し立てる権利、処理を制限させる権利、およびデータ可搬性を実現する権利をデータ主体に付与することに関連する役割や責任を記述した手順書を用意しています。

データ主体は、要求を [privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) に送信するか、地域レベルで任命されているデータ保護責任者(ADPO)、ローカルプライバシー(LCL)、その他のビジネス機能担当者に郵便、直接、電話または電子メールで伝達することができます。

CORNING が要求に応えられるように、データ主体は、本人確認のために必要な次のデータを CORNING に通知する必要があります。名、姓、電子メールアドレスまたは郵便住所、および本人確認のために必要なその他の情報。

CORNING では、要求が明らかに過剰である場合(特にその回数、反復的、組織的な内容)、それを拒否することがあります。

**苦情を申し立てる権利。** Corning が適用される個人データ保護規制に準拠していないと思われる場合、データ主体は監督当局に苦情を申し立てる権利もあります。

### セキュリティと秘密保持

<sup>12</sup> 「第三国」とは欧州経済圏 (EEA) 外にある国を意味します。

CORNING は、最先端技術および実施コストを考慮に入れて、適切かつ商業上妥当な技術的・組織的なセキュリティ対策を設けて、収集・保管した個人データを不正または違法な開示やアクセス、過失による紛失、破棄、改ざん、破損などから守っています。これらの対策は、適用されるデータ保護法に含まれているセキュリティ要件に従って、処理に伴うリスクと保護する個人データの種類に適したレベルのセキュリティを確保することを意図しています。

CORNING は、個人データへのアクセス権を与えられたサプライヤが CORNING のセキュリティ対策と同等以上の厳しい基準を維持するように措置を講じています。

## 個人データ違反通知

個人データ漏えい<sup>13</sup>は、特定の状況下で有能な管轄監督当局および影響を受けたデータ主体の前に通知制度の対象となります。

CORNING は、この義務に対応するための適切な手段を講じます。特に、個人データ漏えい(個人データが保存されている機器の紛失または損傷を含む)が疑われるか、実際に発生した場合、CORNING の従業員はそれを [privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) または関連する ADPO または LPC に報告する義務があります。CORNING のプライバシー・オフィスは、過度の遅延なく、CORNING の他の関連する利害関係者と個人データ漏えいに対応します。

## CORNING グループ内またはグループ外への個人データの転送

CORNING は世界中に事業法人を置き、業務、IT システム、管理体制、プロセスが国境を超えるグローバル企業です。そのため、同じ国内、または最初に提供された国と異なる国にある CORNING の他の事業体やサプライヤ、第三者などに個人データを転送したり、他の国でホスティングされているデータベースや、他の国からアクセス可能なデータベースに個人データを保存したりする必要性が頻繁に生じます。CORNING では、特に欧州経済地域(EEA)外に拠点を置く CORNING の事業体への個人データの転送に関する有効なデータ保護レベルを目指して、EU の法律で提供される原則、規則、ツールから成る BCR 体制を導入しました。具体的には、次のとおりです。

- CORNING の事業体への転送: CORNING 事業体間での個人データの転送は、転送が正当な特定の事業目的に基づいており、受け取る事業体が本方針と BCR、および転送とそれに続く処理(第三国転送を含む)に適用されるさらに厳格な現地法の遵守を確約した場合にのみ許可されます。BCR に記載されているように、CORNING 事業体が CORNING の別の事業体に代わって個人データの処理を請け負う場合、処理サービスを受ける事業体は、実行する処理に影響する技術的・組織的なセキュリティ対策に関して十分な保証を提供する事業体を選び、それらの対策の遵守を確認する必要があります。BCR に従う義務がある CORNING 事業体が CORNING の別の CORNING の事業体の処理担当者<sup>14</sup>の役割を果たす場合は、十分な保証を提供し、BCR に規定されている保護手段のすべてに従うこと、特に、個人データを転送する事業体から与えられた指示に従い、データ処理契約を締結して不慮または違法な破棄や、過失による紛失、改ざん、不正な開示やアクセスから個人データを十分に保護するために技術的・組織的なセキュリティ対策を実施することを約束します。さらに、共同管理者<sup>15</sup>の役割を果たす 2 つの CORNING 事業体間で転送が行われる場合、特にデータ主体の権利行使に関して、GDPR に基づく義務の遵守に関するそれぞれの責任を規定した書面による合意が締結される。
- CORNING グループ外への転送:
  - サプライヤ: CORNING は、サプライヤが CORNING の指示に従って個人データを処理し、適切なセキュリティ対策と秘密保持対策を確立して適正レベルの保護を提供するよう、サプライヤと契約書を締結しているか締結予定です。さらに、CORNING は係るサプライヤに、(i) 本方針に記載されている基準と同等以上の基準の保証と、(ii) 適用されるデータ保護法(特に個人データの転送と第三国転送に適用される法令)の遵守を求めます。係るサプライヤは、該当するサービス契約書で規定されているサービスを実施する目的でのみ個人データにアクセスできます。サプライヤがこれらの義務を果たしていないと CORNING の事業体が結論づけた場

<sup>13</sup> 「個人データ漏えい」とは、送信、保管、または処理されたデータの偶発的または違法な破壊、紛失、改変、許可を受けていない開示またはアクセスにつながるセキュリティ侵害を意味します。

<sup>14</sup> 「処理担当者」とは、管理者に代わって個人データを処理する自然人や法人、国家機関、公共機関、その他の団体を指します。

<sup>15</sup> 目的と処理方法を共同で決定する 2 社以上の管理者。

合は、直ちに適切な措置を講じます。さらに、サプライヤが適切なプライバシー管理とセキュリティ管理を導入し、関連する EU データ保護要件に従って個人データを保護する場合を除いて、CORNING は EU 以外のサプライヤには個人データを転送しません。例えば、サプライヤが個人データを十分なレベルの保護を提供しない国にある場合は、欧州委員会が承認した EU 標準契約条項などに署名をさせます。さらに、共同管理者関係が存在する場合は、CORNING が GDPR に準拠して外部の共同管理者と書面による合意を締結します。

- **第三者:** CORNING の事業体が特定の個人データを第三者に開示する必要が生じる可能性があります。特に、適用法に従うため(税務署への給与情報の開示など)、またはデータ主体の健康や安全が危険にさらされている場合に(事故など)、そのような開示が必要になります。また、CORNING はその法的権利を守るために(訴訟など)、個人データを開示する可能性もあります。

## 説明責任

CORNING は、本方針に定められた原則の遵守を証明するため、以下の措置を講じています。

### *i) 処理活動の記録*

CORNING は、個人データが含まれている処理活動の内部記録を保持します<sup>16</sup>。これらの記録は、調査目的のために管轄監督当局に提出可能な状態でなければなりません。

### *ii) 設計によるデータ保護、およびデフォルトでのデータ保護*

CORNING は、処理方法を決定する時点と処理時の両方の時点で、データ保護の原則を効果的に実施し、データ保護の要件を満たし、データ主体の権利を保護するために必要な保護手段を処理に統合するための適切な技術的および組織的措置を実施しなければなりません。

さらに CORNING は、デフォルトで、処理の特定の目的ごとに必要な個人データのみが処理されることを保証するための適切な技術的および組織的措置を実施しなければなりません。この規則は、収集された個人データの量、その保管期間、および利用可能性に適用されます。

### *iii) データ保護影響評価*

CORNING は、処理がデータ主体の権利と自由に高いリスクをもたらす可能性が高い場合に、データ保護影響評価(DPA)を実施します<sup>17</sup>。DPIA は、処理がデータ主体の権利と自由に及ぼす影響を特定するために処理活動を評価し、その影響を管理するための推奨事項を設定します。

## V. 本方針に従うコミットメントと導入されている手段

CORNING は、グローバルチーフプライバシーオフィサー(GCPO)、地域データプライバシーマネージャー、任命されたデータ保護オフィサー(GDPR および/または適用されるデータ保護法により義務づけられている場合)からなる CORNING プライバシーオフィス(以下、CPO という)、およびローカルプライバシー連絡先を設置しました。CPO は、本方針と BCR の遵守、および本方針と BCR および関連する方針や手続きに必要な更新の開始と調整に、CORNING グループレベルで責任を担います。CORNING は、本方針の遵守を定期的に監視し、CORNING の事業体と社員が BCR、法令、要求、および処理する個人データに適用される契約を遵守していることを確認するためのプログラムの保守も行っています。

そのようなプログラムには、定期的なトレーニングと監査が含まれ、当社の方針と BCR が正確かつ包括的で、目立つ場所に表示され、徹底的に実施され、アクセス可能であることを確認できるようにしています。

CORNING は、従業員のデータ保護に関する意識を高めるためのトレーニングプログラムを実施しています。新入社員および個人データを収集・処理する、または個人データへのアクセスを持つ臨時社員は、データプライバシートレーニング

<sup>16</sup> GDPR の第 30 条を参照。

<sup>17</sup> GDPR の第 35 条。

プログラムを完了することが義務づけられるものとします。さらに、個人データを収集・処理する、または個人データにアクセスできる社員はすべて、定期的にこのプログラムを修了することが義務づけられています。

さらに、この方針、BCR、およびその他のすべての関連する方針、手順、またはガイドラインを更新および適用することを目的として、社内または社外のチームによるデータ保護遵守レビューが定期的実施されます。

## VI. クレーム処理と実施機構

CORNING の事業体は、個人データが本方針や BCR に適合しない方法でアクセス、処理、使用された場合に、適用法に従って、懲戒処分を含む適切な是正措置を講じます。

個人データの処理方法が BCR または本方針と矛盾することから、BCR または本方針の違反があったとデータ主体が思う場合は、以下の説明に従って苦情を申し立てることができます。

CORNING には、データ主体から受け取ったデータ保護に関する苦情を処理する役割と責任、およびデータ保護に関する苦情の受理、調査、回答について記述した手順書があります。

Corning.com には、少なくとも次のいずれかを含む、データ主体が苦情を申し立てることができる実用的なツールが用意されています。

- 苦情フォームへの Web リンク
- 電子メールアドレス、電話番号、または郵便番号。

### 従業員から提出されたデータ保護に関する苦情

CORNING の社員は、CORNING のイントラネットおよび外部向け CORNING Web サイトにあるデータ保護苦情フォームを使用してデータ保護に関する苦情を送信できます。データ保護苦情フォームに入力後、以下の方法でフォームを提出できます。

- CPO メールボックス [privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) に電子メールで送信する
- 任命されたデータ保護責任者または現地のプライバシー担当者、HR、セールス、マーケティング、グローバルサプライマネジメント、財務、安全衛生部門、その他の必要なビジネス機能部門に電子メール、郵便、または直接

### 他のデータ主体が送信したデータ保護に関する苦情(例: 臨時社員、サプライヤ、お客様)

他のデータ主体は、外部向け CORNING Web サイトにあるデータ保護苦情フォームからデータ保護に関する苦情を送信できます。データ保護苦情フォームに入力後、以下の方法でフォームを提出できます。

- 任命されたデータ保護責任者、現地プライバシー担当者、カスタマーサービスの担当者、GSM の担当者、またはセールスおよびマーケティングの担当者に電子メールを送信するか、郵送するか、手渡しする
- CPO メールボックス [privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) に電子メールで送信する

苦情が登録されると、それは妥当な期間内(要求の受領後 1 か月以内。要求の複雑さと数を考慮して、必要に応じてさらに 2 か月延長)に受領が確認され、処理されます。該当する場合、CORNING は延長をデータ主体に通知します。

データ主体が CORNING からの返信に納得しない場合、またはデータ主体が利用可能な社内の苦情処理制度を迂回することを希望する場合、データ主体は関連する監督当局<sup>18</sup>に苦情を提出したり、管轄裁判所<sup>19</sup>に提訴する前に苦情を申し立てる権利を有する。

## VII. CORNING の窓口

本方針、苦情、依頼(アクセス、拒否、修正の依頼)に関する質問は、以下の CPO までお送りください。

<sup>18</sup> GDPR が適用される場合、データ主体の定住している、勤務地のある、または当該違反が発生した EU 加盟国の監督当局。

<sup>19</sup> GDPR が適用される場合、ローカルデータコントローラーが施設を有しているか、データ主体が定住している加盟国の裁判所。



Corning Privacy Office  
One Riverfront Plaza  
MP-HQ-W1-Z12  
Corning, NY 14831  
(607) 974-9000

[Privacy@corning.com](mailto:Privacy@corning.com)

CORNING の社員は、勤務地または部門の任命されたデータ保護責任者(いる場合)または現地のプライバシー担当者、または HR の担当者に連絡することもできます。

#### **VIII. 改正**

本方針は随時改正される可能性があります。方針の最新バージョンはイントラネットと外部向け Web サイトに掲載され、必要に応じて(ハードコピーか電子バージョンが)社員に配布されます。